

# 高知県歯科衛生士養成奨学金の

## 連帯保証人となる皆様へ

歯科衛生士養成奨学金の連帯保証人となる方は、以下の点についてご理解のうえ、連帯保証人となっていただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等がありましたら、保健政策課までお問い合わせください。

### 1. 歯科衛生士養成奨学金の連帯保証人の基準

(1) 連帯保証人2名とも一定の収入があり、互いに独立した生計を営んで  
い

ること。

(2) 借受者が養成施設卒業時に、連帯保証人2名とも 75歳以下であること。

### 2. 連帯保証人について

連帯保証人には、借受者本人と同等の支払い責任があります。したがって、万が一、借受者が償還となったにもかかわらず、支払困難な状況の場合、連帯保証人2名の方へ当該奨学金の支払いをしていただくこととなりますので、ご理解よろしく願いいたします。

高知県健康政策部保健政策課

歯科衛生士奨学金担当

TEL：088-823-9675